

安芸高田市電気料金高騰対策 事業者支援金

【 申請ガイド 】

<安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援事業実行委員会>

申請ガイド

1 目的

本支援金は、電気料金の高騰の影響を受ける市内事業者に対して、**予算の範囲内において**電気料金高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

2 支援対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 安芸高田市内に事業実態がある事務所又は事業拠点を有する者
- (2) 令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月の電気料金の合計額から令和 3 年の同期間に支払った電気料金の合計額を減じた額（以下、「昨対差額」という。）が 48,000 円以上であること
- (3) 自らの事業活動に使用した電気料金であること
- (4) 安芸高田市内において今後も事業を継続する者
- (5) 営業に関して必要な許認可等を取得していること
- (6) 下記のいずれにも該当しない者
 - ・ 安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に規定する指定管理者
 - ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ・ 政治団体
 - ・ 宗教上の組織若しくは団体
 - ・ 安芸高田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

3 対象期間

令和 4 年 1 月～12 月

※上記期間中に使用した電気料金が対象となります。

4 給付金額

令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月の間に使用した電気料金の合計額から令和 3 年の同期間に使用した電気料金の合計額を減じた金額を表 1 に掲げる額を給付する。ただし、昨対差額が 4.8 万円以上 30 万円未満の者の給付金額は、昨対差額に 1/3 を乗じて算出した金額(千円未満切捨)が給付額となります。

※ 1 事業者 1 回限り

表 1：給付額算定表

昨対差額	給付金額
4.8 万円以上 30 万円未満	昨対差額×1/3 ※千円未満切捨
30 万円以上 60 万円未満	100,000 円
60 万円以上 120 万円未満	200,000 円
120 万円以上 180 万円未満	300,000 円
180 万円以上 240 万円未満	400,000 円
240 万円以上 300 万円未満	500,000 円
300 万円以上	700,000 円

☆給付金額の計算例

【事例 1】

令和 4 年 1 月から 12 月の電気料金 362,431 円、令和 3 年 1 月から 12 月の電気料金 301,056 円
の場合

$$362,431 \text{ 円} - 301,056 \text{ 円} = 61,375 \text{ 円}$$

昨対差額が、4.8 万円以上 30 万円未満のため、

$$61,375 \text{ 円} \times 1/3 = 20,458 \div 20,000 \text{ 円 (千円未満切捨)}$$

この場合、**20,000 円** が支援額となります。

【事例 2】

令和 4 年 1 月から 12 月の電気料金 7,167,090 円、令和 3 年 1 月から 12 月の電気料金 5,903,553
円の場合

$$7,167,090 \text{ 円} - 5,903,553 \text{ 円} = 1,263,537 \text{ 円}$$

表 1 に給付額算定表に基づき、**300,000 円** が支援額となります。

5 申請方法

申請期限までに必要な書類を申請先に提出または郵送してください。

(1) 申請期限

2023 年（令和 5 年）3 月 15 日（水）まで ※郵送の場合、3 月 10 日消印有効

※ただし、予算上限に達し次第、受付を終了します。

(2) 申請に必要な書類

次項の表 2 で記載している書類を揃えて提出してください。

(3) 申請先

〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 979-2 安芸高田市商工会

※郵送される場合、封筒には必ず「**支援金申請書在中**」とご記入ください。

※受付窓口 平日 9 : 00～17 : 00

表 2 : 申請に必要な書類一覧表

必要書類	入手先
安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援金給付申請書兼請求書 (様式第 1 号) ※ A 4 用紙に片面で印刷し (ホッチキス留め不可)、必要書類を添付して提出してください。	商工会 HP 又は市 HP
添付様式「電気料金計算書」	商工会 HP 又は市 HP
安芸高田市内での使用が確認できる書類の写し ※電気料金の請求内容と住所が記載された書類等を令和 4 年と令和 3 年の各 1 枚提出ください。	各自準備
電気料金を支払ったことが証明できる書類の写し (電力会社からの領収書等) ※令和 4 年 1 月から 12 月及び令和 3 年の同期間に支払った全ての書類の写しを提出ください。通帳の写し、振込控えでも可能です。	各自準備
確定申告書類の写し ※税務署の受付印が押された控え、eTAX の場合は電子申告日時が印字された控え又は「受信通知」を添付 ＜法人＞ 直近の事業年度の確定申告書別表 1 及び 法人事業概況説明書 (両面) ＜個人＞ 令和 4 年もしくは令和 3 年の確定申告書 B 第一表 及び 所得税青色申告決算書 (1 ～4 ページ) ※白色申告の方は収支内訳書 (両面)	各自準備
＜個人の方のみ＞ 身分証明書の写し (運転免許書※裏面のあるものは両面 ・ 健康保険証 ・ マイナンバーカードなど)	各自準備
申請者名義の振込口座通帳の写し ※表紙及び見開きページ	各自準備
その他審査等に必要な書類 ※実行委員会より指示の無い場合は添付不要	各自準備

(4) 申請時の留意事項

- ・ 郵送で申請書を送付する場合は必ず、特定記録郵便など記録が残る方法で送付してください。
- ・ 送付時の追跡番号等は支援金が振り込まれるまで保管してください。
- ・ 必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。
- ・ 受付期間最終日の時点で不備のある申請書類は受け付けません。
- ・ 書類作成にかかる経費は、申請事業者の負担となります。
- ・ 提出書類は、写しを必ず保管してください。
- ・ 安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援金は、課税対象となります。
- ・ 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書にご記入ください。また、必要に応じて追加書類の作成及び提出を求める場合があります。

6 支払いについて

審査終了後 2 週間程度で振り込みをいたします。ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。

7 その他

- (1) 支援事業者は、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、支援事業の完了した日が属する会計年度の終了後 5 年間保存してください。
- (2) 支援金の給付に関し、支援事業者に対して報告を求め、又は委員（若しくは関係機関）に事業所等に立ち入らせ、帳簿書類等の調査をする場合があります。
- (3) この申請ガイドに記載のない事項は、安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援事業実行委員会で協議の上決定し、別に作成する「Q&A」にて定めるものとします。

8 問い合わせ先

<安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援事業実行委員会>

安芸高田市商工会 TEL : 0826-42-0560

安芸高田市商工観光課 TEL : 0826-47-4024